

議案第63号

松阪市中心市街地活性化複合施設条例の制定について

松阪市中心市街地活性化複合施設条例を次のように制定する。

平成30年6月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市中心市街地活性化複合施設条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 カリヨンプラザ（第3条—第13条）

第3章 カリヨンパーキング（第14条—第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 松阪市は、市民活動の振興、市内商工業の振興、地域経済の活性化を一層促進するとともに、中心市街地における道路交通の円滑化を図るため、次の施設を設置する。

名称 中心市街地活性化複合施設

位置 松阪市日野町788番地

2 前項の中心市街地活性化複合施設（以下「複合施設」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) カリヨンプラザ（以下「活性化施設」という。）

(2) カリヨンパーキング（以下「駐車場」という。）

（事業）

第2条 複合施設は、次に掲げる事業を行う。

(1) 市民活動の振興に関する事業

(2) 市内商工業の振興に関する事業

(3) 地域経済の活性化に関する事業

(4) 中心市街地における道路交通の円滑化に関する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事業

第2章 カリヨンプラザ

（休館日）

第3条 活性化施設の休館日は、1月1日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に定めることができる。

(開館時間)

第4条 活性化施設の開館時間は、午前9時から午後11時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第5条 活性化施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際して、活性化施設の管理上必要な条件を付することができる。

(行為の禁止等)

第6条 活性化施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すこと。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすこと。
- (3) 活性化施設を損傷すること。
- (4) その他活性化施設の管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

2 市長は、活性化施設を使用しようとする者が前項各号に掲げる行為をするおそれがある場合には、使用を許可しないものとする。

(施設使用料)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、活性化施設に係る使用料(以下「施設使用料」という。)を納めなければならない。

2 施設使用料の額は、別に定めるところによる。

(施設使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、施設使用料を減額し、又は免除することができる。

(施設使用料の還付)

第9条 既納の施設使用料は、還付しない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、活性化施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたと認めるとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したと認めるとき。
- (3) 活性化施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 災害その他の不可抗力によって使用できないと認めるとき。
- (5) その他活性化施設の管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

2 前項の規定に基づく措置により使用者に損害が生じた場合であっても、市はその損害賠償の責めを負わない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の許可を受けた活性化施設を、当該使用の許可を受けた

目的以外に使用し、又はその使用に係る権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第12条 使用者は、使用の許可を受けた活性化施設の使用に当たり、特別の設備等を設け、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、活性化施設の使用を終了したとき、又はその使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該使用に係る活性化施設を原状に復さなければならない。

### 第3章 カリヨンパーキング

(供用時間及び入退場時間)

第14条 駐車場の供用時間及び入退場時間は、全日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

2 市長は、駐車場の整備工事その他の理由により必要があるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(行為の禁止等)

第15条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。この場合において、市長は、該当者に対し、当該駐車場の使用を制限し、又は出庫を命じることができる。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の構造又は設備を損傷すること。
- (3) その他駐車場の管理上支障を来すおそれがあると認めること。

2 前項の規定に基づく措置により駐車場を使用する者に損害が生じた場合であっても、市はその損害賠償の責めを負わない。駐車車両の間による損害についても同様とする。

(駐車の拒否)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車であるときは、当該自動車の駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることが不可能な自動車
- (2) 発火、引火又は爆発のおそれがある物品を積載している自動車
- (3) 駐車場の構造又は設備を損傷するおそれがあると認める自動車
- (4) その他駐車場の管理上支障を来すおそれがあると認める自動車

(駐車場使用料)

第17条 駐車場を使用する者は、駐車場に係る使用料（以下「駐車場使用料」という。）を納めなければならない。

2 駐車場使用料の種別及び額は、別表に定めるところによる。

(徴収の方法等)

第 18 条 駐車場使用料は、自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、回数駐車券又は定期駐車券による駐車の場合にあつては、当該回数駐車券又は定期駐車券を発行する際に徴収する。

(駐車場使用料の減免)

第 19 条 市長は、特に必要があると認めるときは、駐車場使用料を減額し、又は免除することができる。

(駐車場使用料の還付)

第 20 条 既納の駐車場使用料は、還付しない。ただし、特別の事情があると認める場合に限り、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

#### 第 4 章 雑則

(損害賠償)

第 21 条 何人も、自己の責めにおいて、複合施設の構造又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、複合施設の前所有者との間で締結された施設使用に関する契約については、この条例の規定にかかわらず、当分の間、その効力を有する。

3 この条例の施行の際、複合施設の前所有者により発行された回数駐車券及び定期駐車券については、この条例の規定により発行されたものとみなす。

(準備行為)

4 この条例の施行の前においても、この条例の規定に基づく定期駐車券の発行その他の準備行為をすることができる。

別表（第 17 条関係）

種別	時間区分	単位	金額
駐 車 場 使用料	午前 8 時から 午後 7 時まで	駐車 1 回 30 分までごとに	100 円
	午後 7 時から 翌日午前 8 時まで	駐車 1 回 30 分までごとに	50 円
	駐車 1 回 24 時間以内の使用料が 800 円を超える場合は 800 円		
回数駐 車券	—	100 円券 100 枚綴り	9,500 円
定期駐 車券	—	1 か月 1 台につき	平日限定 8,400 円 全日 10,500 円

## 備考

- 1 駐車時間が午前 8 時又は午後 7 時の前後にまたがる場合は、それぞれまたがる前の時間区分を適用する。
- 2 駐車 1 回とは、自動車の入庫から出庫までの間をいう。
- 3 平日とは、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）以外の日をいう。